

国立研究開発法人物質・材料研究機構

任期制職員給与規程

平成18年3月31日

18規程第3号

改正：平成18年 7月18日 18規程第79号	改正：平成18年10月 2日 18規程第96号
改正：平成19年 5月 8日 19規程第29号	改正：平成19年 6月 4日 19規程第37号
改正：平成19年 7月17日 19規程第51号	改正：平成19年11月 5日 19規程第65号
改正：平成20年 2月18日 20規程第 6号	改正：平成21年 3月23日 21規程第46号
改正：平成22年 3月29日 22規程第19号	改正：平成22年 6月29日 22規程第45号
改正：平成23年 5月16日 23規程第70号	改正：平成24年 6月26日 24規程第41号
改正：平成24年 6月29日 24規程第44号	改正：平成25年 3月26日 25規程第 9号
改正：平成26年 1月28日 26規程第13号	改正：平成26年 3月14日 26規程第20号
改正：平成27年 3月24日 27規程第45号	改正：平成28年 4月28日 28規程第51号
改正：平成28年 9月13日 28規程第120号	改正：平成29年12月26日 29規程第64号
改正：平成30年 2月27日 30規程第11号	改正：平成30年10月31日 30規程第44号
改正：令和元年11月 5日 2019規程第66号	改正：令和2年10月27日 2020規程第56号
改正：令和3年 3月15日 2021規程第11号	改正：令和4年 8月23日 2022規程第45号
改正：令和4年 9月26日 2022規程第53号	改正：令和5年 2月28日 2023規程第78号
改正：令和5年10月17日 2023規程第108号	改正：令和6年3月28日 2024規程第12号

第一章 総則

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与は、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号。以下「任期制職員就業規則」という。）第36条に基づき、本規程の定めるところによる。

(給与決定の原則)

第2条 給与は、任期制職員又は無期労働契約転換職員の職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて理事長が決定する。

(給与体系)

第3条 任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与は、本給及び諸手当とする。但し、国等の要請に応じて国家公務員等を退職し、引き続き機構に雇用されることとなった者については、国等の給与体系に準じ、人事院規則9-40第2条第3号ニ及び第6条第1項第2号ニ並びに第8条第1項第2号に該当するよう理事長が定める。

2 本給は、月額又は日額とする。

3 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当、法定休日勤務手当、特別貢献手当及び特命業務手当とする。

(給与の支給)

第4条 給与は、法令により控除すべきもの及び職員の過半数を代表する者との協定によるものを除き、その全額を通貨で直接、又は任期制職員若しくは無期労働契約転換職員が指定する預金又は貯金の口座への振込みにより支払う。

(給与の計算期間及び支給日)

第5条 給与の計算期間及び支給日は次のとおりとする。

一 給与の支給日は、毎月17日とする。

二 給与の支給日が土曜日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払う。ただし、その日が15日となる場合で、かつ、休日に当たるときは、18日に支払うこととする。

三 計算期間は毎月1日から末日までとし、翌月の17日に支払う。

四 任期制職員又は無期労働契約転換職員が離職及び死亡したときは、その日まで給与を支給する。

五 第4号により給与を支給する場合であつて、月の途中での入所、離職のときは、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(非常時払い)

第6条 任期制職員又は無期労働契約転換職員が次の各号の一に該当し、かつ、請求があつた場合には、前条に定める支給定日前であつても、その日までの勤務に対する給与を支給することができる。

一 本人が死亡したとき。

二 その他、理事長がやむを得ない事由があると認めたとき。

(給与の端数計算)

第7条 給与の端数計算は次のとおりとする。

一 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、1時間あたりの算定給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。

二 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(勤務1時間あたりの算定基礎額)

第8条 勤務1時間あたりの算定基礎額の算出方法は次のとおりとする。

一 月額制の場合は、月給に12を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。

二 日額制の場合は、日給を1日の勤務時間で除した額とする。ただし、事務業務員及び研究業務員については時給の額とする。

(支給者の特例)

第9条 任期制職員又は無期労働契約転換職員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条又は第43条に規定する者に支給する。

第二章 給与

第一節 本給

(本給)

第10条 本給は任期制職員又は無期労働契約転換職員の担当する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づいて決定する。

2 フルタイム任期制職員及びフルタイム無期労働契約転換職員は月額、フルタイムではない任期制職員(以下「パートタイム任期制職員」という。)及びフルタイムではない無期労働契約転換職員(以下「パートタイム無期労働契約転換職員」という。)は日額とし、別表に基づき支給する。ただし、事務業務員及び研究業務員の日額については、時給に1日の勤務時間を乗じて得た額とする。

3 NIMS招聘研究員、NIMS特別研究員、NIMSポスドク研究員、ICY S研究員及びNIMS招聘エンジニアの月額には12時間分の第12条第1項第2号に規定する時間外勤務手当が含まれているものとする。さらに、裁量労働制適用者の月額には、第12条に規定する時間外勤務手当のうち、同条第1項ただし書きに規定する勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第8号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分並びに第13条に規定する法定休日勤務手当のうち、同条第1項第2号に規定する代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分を含むものとし、これら月額に含まれる手当額は別表2のとおりとする。

4 NIMS招聘研究員、NIMS特別研究員、NIMSポスドク研究員、ICY S研究員、NIMS招聘エンジニア及びNIMSエンジニア職の内、公務員宿舍等へ入居した場合は本給から27,000円の減額調整を行うこととする。減額調整は、公務員宿舍等への入居日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。また、減額調整を受けている職員が公務員宿舍等を退去した場合は、退去日の属する月の翌月より減額調整を行わないこととする。

(任期制職員給与規程)

(昇給)

第10条の2 任期制職員及び無期労働契約転換職員の昇給は行わないものとする。

第二節 諸手当

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）第22条を準用する。ただし、支給単位期間については1箇月とする。

- 2 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、雇用契約書で勤務日数を週5日と定める者については通勤手当を月額で支給する。
- 3 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、普通交通機関等利用者については、雇用契約書で定める勤務日数に応じた回数乗車券等により算出した運賃等の額と1箇月定期券の額を比較して、最も経済的かつ合理的であると認められる券種の運賃等相当額1箇月分の通勤手当を21で除した額を1日分として支給する。なお、1箇月定期券の額が最も経済的かつ合理的であると認められた者については、通勤手当を月額で支給する。
- 4 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、前2項に該当しない者については、1箇月分の通勤手当を21で除した額を1日分として支給する。

(時間外勤務手当)

第12条 時間外勤務手当は、任期制職員就業規則第17条の規定により、所定労働時間外又は法定休日以外の休日に勤務を命ぜられて勤務した任期制職員又は無期労働契約転換職員に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、それぞれの割合に100分の25を加算した割合とする。

- (1) 休日を除く標準勤務時間内の所定労働時間を超える勤務 100分の100
 - (2) 法定休日を除く標準勤務時間外の所定労働時間を超える勤務の合計が1月（毎月1日を起算日とする。以下この条において同じ。）につき45時間以内における勤務 100分の125
 - (3) 法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務（第5号から第8号のいずれかの勤務に該当する場合を除く） 100分の125
 - (4) 雇用契約書に定める勤務日以外の日における標準勤務時間内の勤務 100分の100
 - (5) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1月につき45時間を超え60時間以内における勤務 100分の125
 - (6) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1月につき60時間を超える勤務 100分の150
 - (7) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1年（毎年4月1日を起算日とする）につき360時間を超える勤務 100分の125
 - (8) 法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務に代休を取得した場合 第5号及び第7号に定める割合から100分の100を控除した割合
- 2 前項第5号の規定にかかわらず、労働基準法第37条第3項に定める労使協定を締結した場合であって、職員から申し出があった場合には、前項第5号の時間外勤務手当の払いに代え、前項第2号若しくは第3号の時間外勤務手当を支払うこととし、あわせて代替休暇を付与する。その他、代替休暇の付与については、労使協定の定めるところによる。

(法定休日勤務手当)

第13条 法定休日勤務手当は、任期制職員就業規則第17条の規定により、法定休日に勤務

(任期制職員給与規程)

を命ぜられて勤務した任期制職員又は無期労働契約転換職員に対し、その勤務1時間につき任期制職員給与規程第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を法定休日勤務手当として支給する。

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 法定休日における勤務 | 100分の135 |
| (2) 法定休日における勤務に代休を取得した場合
(特別貢献手当) | 100分の35 |

第13条の2 特別貢献手当は、機構に顕著な貢献があると理事長が認める任期制職員及び無期労働契約転換職員に対し、支給する。

- 2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項については別に定める。
(特命業務手当)

第13条の3 特命業務手当は、一定期間理事長の特命により業務を担当する任期制職員及び無期労働契約転換職員に対し、理事長が認めた場合に限り、その業務を行っている期間、毎月支給する。

- 2 特命業務手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

第三章 欠勤及び休職期間中の取扱

(欠勤者の給与)

第14条 給与計算期間における所定勤務時間の一部又は全部を正当な理由なく、かつ、機構の承認を得ずに欠勤・遅刻・早退・私用外出その他の事由により勤務しなかったときは、勤務しない1時間につき、第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

- 2 勤務しなかった時間の算定は、1ヶ月ごとに合計し、これに30分未満の端数を生じたときは切捨てる。
- 3 前2項の控除計算の対象となる給与項目は、本給とする。

(育児休業者等及び勤務時間の短縮時の給与)

第15条 国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員育児休業、介護休業等に関する規程(平成18年3月31日 18規程第9号。以下「任期制職員育児・介護休業規程」という。)第5条の規定により育児休業となった育児休業者又は同規程第13条の規定により出生時育児休業となった出生時育児休業者に対する休業期間中の給与は支給しない。ただし、任期制職員育児・介護休業規程第20条の規定により就業する場合は、就業した日数・時間分の給与は支給する。

- 2 任期制職員又は無期労働契約転換職員が任期制職員育児・介護休業規程第30条の規定による育児のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、育児休業者等の給与については任期制職員育児・介護休業規程に定める。

(介護休業者及び勤務時間の短縮時の給与)

第16条 任期制職員育児・介護休業規程第3条第1項第5号に規定する介護休業のうち1日を単位として行う休業を取得した者に対する介護休業期間中の給与は支給しない。

- 2 任期制職員育児・介護休業規程第30条の規定により介護のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その期間の勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

(勤務時間の一部を割いて行う兼業時の給与)

第17条 任期制職員が国立研究開発法人物質・材料研究機構兼業等規程(平成18年3月28日 18規程第10号)に規定する勤務時間内役員兼業及び勤務時間内一般兼業を行った場合の給与は、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月18日 18規程第79号）

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年10月2日 18規程第96号）

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年5月8日 19規程第29号）

この規程は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月4日 19規程第37号）

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月17日 19規程第51号）

この規程は、平成19年7月17日から施行する。

附 則（平成19年11月5日 19規程第65号）

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年2月18日 20規程第6号）

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則（平成21年3月23日 21規程第46号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第19号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日 22規程第45号）

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年5月16日 23規程第70号）

この規程は、平成23年5月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月26日 24規程第41号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。

2. この規程の施行の日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、機構との雇用契約書中に契約期間中の給与の減額があり得る旨の条項が付されている任期制職員のうち、別表に基づき日額を支給している者で、以下（1）から（4）までの日額に該当する者の日額の支給に当たっては、日額に各割合を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。また、別表に基づき月額を支給している者は、月額を21で除した額を日額とし、以下（1）から（4）までの日額に該当する者の月額の支給に当たっては、月額に各割合を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。なお、学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して日額又は月額を決定している者についても同様とする。

（1）日額12,000円以上16,000円未満	割合	3%
（2）日額16,000円以上25,000円未満	割合	5%
（3）日額25,000円以上40,000円未満	割合	8%
（4）日額40,000円以上	割合	10%

3. 特例期間における前項の適用を受ける者の本給与規程第8条に規定する勤務1時間当たりの算定基礎額は、算定基礎額から前項の割合を乗じて得た額に相当する額を減じて得た額とする。

4. 給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合は、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年6月29日 24規程第44号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日 25規程第9号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日 26規程第13号）

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日 26規程第20号）

1. この規程は、平成26年3月14日から施行する。
2. 本給与規程の一部を改正する規程（平成24年6月26日 24規程第41号）附則第2項中「平成26年6月30日」とあるのは「平成26年3月31日」とする。

附 則（平成27年3月24日 27規程第45号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日 28規程第51号）

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月13日 28規程第120号）

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則（平成29年12月26日 29規程第64号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年2月27日 30規程第11号）

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年10月31日 30規程第44号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和元年11月5日 2019規程第66号）

この規程は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（令和2年10月27日 2020規程第56号）

この規程は、令和2年11月1日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和3年3月15日 2021規程第11号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日 2022規程第53号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年8月23日 2022規程第45号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第78号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月17日 2023規程第108号）

この規程は、令和5年10月17日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月28日 2024規程第12号）

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表1 月額又は日額

区分	給与			資格等
(1) NIMS 招聘研究員	招聘型任期付研究職本給表または月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(2) NIMS 特別研究員		日額 (日給)	月額 (月給)	
	グループリーダークラスは、月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			グループリーダーの業務を行う能力を有すること
	主席研究員A	38,680(23,570)	812,290(495,000)	研究歴18年以上
	主席研究員B	36,800(22,380)	772,850(470,140)	
	主幹研究員A	34,700(21,870)	728,860(459,360)	研究歴12年以上
	主幹研究員B	33,680(21,200)	707,350(445,280)	
	主幹研究員C	32,490(20,420)	682,300(428,890)	
	主任研究員A	29,880(18,710)	627,510(393,030)	研究歴8年以上
	主任研究員B	28,880(18,060)	606,500(379,280)	
	主任研究員C	27,580(17,210)	579,280(361,460)	
	研究員A	23,320(15,860)	489,920(333,190)	
	研究員B	22,200(15,050)	466,380(316,250)	
	研究員C	21,240(14,360)	446,210(301,730)	
	研究員D	19,540(13,320)	410,460(279,730)	
	研究員E	17,920(12,130)	376,380(254,870)	
	研究員F	16,420(11,040)	344,860(231,880)	
	研究員G	15,120(10,090)	317,570(211,970)	
(3) NIMS 特別専門職	事務職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(4) NIMS ポスドク研究員		日額 (日給)	月額 (月給)	
	研究員A	23,320(15,860)	489,920(333,190)	
	研究員B	22,200(15,050)	466,380(316,250)	
	研究員C	21,240(14,360)	446,210(301,730)	
	研究員D	19,540(13,320)	410,460(279,730)	
	研究員E	17,920(12,130)	376,380(254,870)	
	研究員F	16,420(11,040)	344,860(231,880)	
	研究員G	15,120(10,090)	317,570(211,970)	
(5) ICYS 研究員		日額 (日給)	月額 (月給)	
	504,000円以上840,000円以下の範囲で21,000円単位の月額及び以下の区分とする。			
	ICYS 研究員A	—	545,550(373,230)	
	ICYS 研究員B	—	524,310(357,940)	
ICYS 研究員C	—	503,980(343,310)		
(6) NIMS 招聘エンジニア	月給制エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(7) NIMS エンジニア職		日額	日給	
	主席エンジニア1	36,640	22,280	エンジニア歴23年以上
	主席エンジニア2	36,190	22,000	
	主席エンジニア3	35,750	21,720	
	主席エンジニア4	35,300	21,440	
	主席エンジニア5	34,860	21,160	
	主席エンジニア6	33,580	21,130	
	主席エンジニア7	33,240	20,910	
	主幹エンジニア1	32,880	20,680	エンジニア歴17年以上
	主幹エンジニア2	32,640	20,520	
	主幹エンジニア3	32,270	20,280	
	主幹エンジニア4	31,910	20,040	
	主幹エンジニア5	31,650	19,870	
	主幹エンジニア6	31,370	19,690	
	主幹エンジニア7	31,090	19,500	
	主幹エンジニア8	30,780	19,300	
	主幹エンジニア9	30,450	19,090	
	主幹エンジニア10	30,190	18,920	
	主幹エンジニア11	29,880	18,710	エンジニア歴13年以上
	主幹エンジニア12	29,500	18,460	
	主幹エンジニア13	29,120	18,210	
	主任エンジニア1	28,730	17,960	
	主任エンジニア2	28,420	17,760	
	主任エンジニア3	28,100	17,550	
	主任エンジニア4	27,760	17,320	
	主任エンジニア5	27,370	17,070	
	主任エンジニア6	27,080	16,880	
主任エンジニア7	26,790	16,690		
主任エンジニア8	26,460	16,480		
主任エンジニア9	26,150	16,270		
主任エンジニア10	25,500	16,260		

	主任エンジニア 1 1	25,200	16,060	
	主任エンジニア 1 2	24,880	15,840	
	主任エンジニア 1 3	24,540	15,610	
	主任エンジニア 1 4	24,210	15,390	
	主任エンジニア 1 5	23,890	15,170	
	エンジニア 1	23,620	15,000	
	エンジニア 2	23,350	14,810	
	エンジニア 3	22,970	14,560	
	エンジニア 4	22,580	14,300	
	エンジニア 5	22,190	14,040	
	エンジニア 6	21,810	13,780	
	エンジニア 7	21,510	13,580	
	エンジニア 8	21,140	13,330	
	エンジニア 9	20,760	13,070	
	エンジニア 1 0	20,410	12,840	
	エンジニア 1 1	20,040	12,590	
	エンジニア 1 2	19,620	12,310	
	エンジニア 1 3	19,200	12,030	
	エンジニア 1 4	18,990	11,890	
	エンジニア 1 5	18,580	11,610	
	エンジニア 1 6	18,170	11,340	
	エンジニア 1 7	17,740	11,050	
	エンジニア 1 8	17,360	10,790	
	エンジニア 1 9	17,010	10,550	
	エンジニア 2 0	16,670	10,330	
	エンジニア 2 1	16,330	10,100	
	エンジニア 2 2	16,000	9,880	
	エンジニア 2 3	15,660	9,650	
	エンジニア 2 4	15,140	9,410	
	エンジニア 2 5	14,790	9,180	
	グループリーダークラス及び特殊な技能等を有し、上記ランクにあてはまらない者については、エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(7) NIMSエンジニア職		月額	月給	
	主席エンジニア A	769,460	468,000	エンジニア歴 2 3 年以上
	主席エンジニア B	760,050	462,070	
	主席エンジニア C	750,810	456,240	
	主席エンジニア D	741,410	450,320	
	主席エンジニア E	732,170	444,490	
	主席エンジニア F	705,190	443,870	
	主席エンジニア G	698,200	439,290	
	主幹エンジニア A	690,570	434,300	エンジニア歴 1 7 年以上
	主幹エンジニア B	682,950	429,310	
	主幹エンジニア C	675,320	424,320	
	主幹エンジニア D	667,530	419,220	
	主幹エンジニア E	658,950	413,600	
	主幹エンジニア F	652,920	409,650	
	主幹エンジニア G	646,560	405,490	
	主幹エンジニア H	637,030	399,250	
	主幹エンジニア I	630,990	395,300	
	主幹エンジニア J	623,680	390,520	
	主任エンジニア A	603,340	377,200	エンジニア歴 1 3 年以上
	主任エンジニア B	596,980	373,040	
	主任エンジニア C	590,150	368,570	
	主任エンジニア D	583,000	363,890	
	主任エンジニア E	574,890	358,590	
	主任エンジニア F	568,700	354,530	
	主任エンジニア G	562,660	350,580	
	主任エンジニア H	555,820	346,110	
	主任エンジニア I	549,150	341,740	
	主任エンジニア J	535,670	341,530	
	主任エンジニア K	529,320	337,270	
	主任エンジニア L	522,500	332,690	
	主任エンジニア M	515,530	328,010	
	主任エンジニア N	508,560	323,330	
	主任エンジニア O	501,750	318,760	
エンジニア A	496,170	315,010		
エンジニア B	490,440	311,160		
エンジニア C	484,560	307,210		
エンジニア D	478,360	303,050		
エンジニア E	472,320	299,000		

	エンジニアF	466,120	294,840	
	エンジニアG	458,070	289,430	
	エンジニアH	451,870	285,270	
	エンジニアI	444,130	280,070	
	エンジニアJ	436,070	274,660	
	エンジニアK	428,640	269,670	
	エンジニアL	420,890	264,470	
	エンジニアM	412,060	258,540	
	エンジニアN	403,390	252,720	
	エンジニアO	398,900	249,700	
	エンジニアP	390,220	243,880	
	エンジニアQ	381,700	238,160	
	エンジニアR	372,720	232,120	
	エンジニアS	364,670	226,720	
	エンジニアT	357,230	221,720	
	エンジニアU	350,110	216,940	
	エンジニアV	342,980	212,160	
	エンジニアW	336,170	207,580	
	エンジニアX	329,040	202,800	
	エンジニアY	317,940	197,800	
	エンジニアZ	310,600	192,810	
	グループリーダークラス及び特殊な技能等を有し、上記ランクにあてはまらない者については、エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(8) 事務業務員			時給	
		特定業務1	1,440	
		特定業務2	1,410	
		特定業務3	1,380	
		特定業務4	1,340	
		特定業務5	1,300	
		特定業務6	1,270	
		特定業務7	1,240	
		特定業務8	1,210	
		特定業務9	1,180	
		事務業務員1	1,150	
		事務業務員2	1,120	
		事務業務員3	1,080	
		事務業務員4	1,050	
	上記ランクにあてはまらない者については、事務職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構職員との権衡を考慮して決定する。			
(8) 事務業務員		月額	月給	
		特定業務A	305,660	222,976
		特定業務B	302,520	220,688
		特定業務C	299,390	218,400
		特定業務D	295,820	215,800
		特定業務E	292,400	213,304
		特定業務F	288,840	210,704
		特定業務G	285,130	208,000
		特定業務H	281,560	205,400
		特定業務I	277,860	202,696
		特定業務J	274,010	199,888
		特定業務K	270,300	197,184
		特定業務L	266,310	194,272
		特定業務M	262,030	191,152
		特定業務N	257,190	187,616
		特定業務O	252,050	183,872
		事務業務員A	247,490	180,544
		事務業務員B	242,640	177,008
		事務業務員C	238,790	174,200
		事務業務員D	235,090	171,496
		事務業務員E	231,380	168,792
	事務業務員F	227,670	166,088	
	事務業務員G	223,540	163,072	
	事務業務員H	219,260	159,952	
	事務業務員I	215,270	157,040	
	上記ランクにあてはまらない者については、事務職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構職員との権衡を考慮して決定する。			
(9) 研究業務員			時給	
		特定業務1	1,480	
		特定業務2	1,440	
		特定業務3	1,400	

	特定業務4	1,370	
	特定業務5	1,340	
	特定業務6	1,310	
	特定業務7	1,280	
	特定業務8	1,260	
	特定業務9	1,230	
	特定業務10	1,200	
	特定業務11	1,160	
	特定業務12	1,140	
	研究業務員1	1,110	
	研究業務員2	1,080	
	研究業務員3	1,040	
	研究業務員4	1,000	
(9) 研究業務員		月額	月給
	特定業務A	354,700	238,160
	特定業務B	350,210	235,144
	特定業務C	345,720	232,128
	特定業務D	341,230	229,112
	特定業務E	337,670	226,720
	特定業務F	333,950	224,224
	特定業務G	330,230	221,728
	特定業務H	326,510	219,232
	特定業務I	323,110	216,944
	特定業務J	319,540	214,552
	特定業務K	315,980	212,160
	特定業務L	312,420	209,768
	特定業務M	309,170	207,584
	特定業務N	305,600	205,192
	特定業務O	302,040	202,800
	特定業務P	298,480	200,408
	特定業務Q	294,600	197,808
	特定業務R	290,890	195,312
	特定業務S	287,170	192,816
	特定業務T	283,450	190,320
	特定業務U	281,850	205,608
	特定業務V	276,720	201,864
	特定業務W	271,300	197,912
	特定業務X	266,170	194,168
	特定業務Y	261,030	190,424
	特定業務Z	255,190	186,160
	研究業務員A	249,200	181,792
	研究業務員B	242,930	177,216
	研究業務員C	236,370	172,432
	研究業務員D	230,240	167,960
	研究業務員E	224,250	163,592
研究業務員F	218,980	159,744	
研究業務員G	213,560	155,792	
研究業務員H	209,140	152,568	
研究業務員I	204,580	149,240	
研究業務員J	201,160	146,744	
研究業務員K	197,450	144,040	
研究業務員L	194,310	141,752	
研究業務員M	191,180	139,464	
(10) 嘱託職員		日額	
		12,460	
		職責及び業務内容により、加算もある。	
(11) NIMSジュニア研究員		日額 (日給)	月額 (日給)
	博士課程在籍A	14,640 (13,360)	—
	博士課程在籍B	8,310 (7,020)	—
	修士課程在籍A	11,880 (10,600)	—
	修士課程在籍B	8,310 (7,020)	—
	上記ランクにあてはまらない者については、個別の事情等を考慮して決定する。		

別表2 月額に含まれる手当額

区分	給与					
	月額(月給)	月額に含まれる手当額				
		12時間分の第12条第1項第2号に規定する時間外勤務手当	第12条第1項ただし書きに規定する勤務に対する手当の20時間相当分	第12条第1項第8号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分	第13条第1項第2号に規定する代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分	
(1) NIMS 招聘研究員	招聘型任期付研究職本給表または月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。					
(2) NIMS 特別研究員	グループリーダークラスは、月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。					
	主席研究員A	812,290(495,000)	47,508	15,840	13,464	18,836
	主席研究員B	772,850(470,140)	45,120	15,040	12,784	17,901
	主幹研究員A	728,860(459,360)	44,088	14,700	12,495	17,493
	主幹研究員B	707,350(445,280)	42,732	14,240	12,104	16,949
	主幹研究員C	682,300(428,890)	41,160	13,720	11,662	16,320
	主任研究員A	627,510(393,030)	37,728	12,580	10,693	14,960
	主任研究員B	606,500(379,280)	36,408	12,140	10,319	14,433
	主任研究員C	579,280(361,460)	34,692	11,560	9,826	13,770
	研究員A	489,920(333,190)	31,980	10,660	9,061	12,682
	研究員B	466,380(316,250)	30,348	10,120	8,602	12,036
	研究員C	446,210(301,730)	28,968	9,660	8,211	11,492
	研究員D	410,460(279,730)	26,856	8,960	7,616	10,659
	研究員E	376,380(254,870)	24,468	8,160	6,936	9,707
	研究員F	344,860(231,880)	22,260	7,420	6,307	8,823
研究員G	317,570(211,970)	20,340	6,780	5,763	8,075	
(4) NIMS ポスドク研究員	研究員A	489,920(333,190)	31,980	10,660	9,061	12,682
	研究員B	466,380(316,250)	30,348	10,120	8,602	12,036
	研究員C	446,210(301,730)	28,968	9,660	8,211	11,492
	研究員D	410,460(279,730)	26,856	8,960	7,616	10,659
	研究員E	376,380(254,870)	24,468	8,160	6,936	9,707
	研究員F	344,860(231,880)	22,260	7,420	6,307	8,823
	研究員G	317,570(211,970)	20,340	6,780	5,763	8,075
(5) ICYS 研究員	504,000円以上840,000円以下の範囲で21,000円単位の月額及び以下の区分とする。					
	ICYS 研究員A	545,550(373,230)	35,820	11,940	10,149	14,212
	ICYS 研究員B	524,310(357,940)	34,356	11,460	9,741	13,634
	ICYS 研究員C	503,980(343,310)	32,952	10,980	9,333	13,073
(6) NIMS 招聘エンジニア	月給制エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。					